



23消安第3566号
平成23年10月7日

各都道府県 畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

平成23年産米穀の飼料利用に係る安全確保について

今般、平成23年産米穀であって家畜の飼料として利用するものの流通・利用について、別添のとおり「平成23年産米穀の飼料利用について」（平成23年10月6日付け生畜23第1438号生産局畜産振興課長、農産部穀物課長通知）が発出されましたので、貴県管内の飼料販売業者に対して周知願います。

飼料販売業者が主食用米の規格外米やふるい下米などの米穀等を単体飼料として畜産農家に供給する場合は、「飼料中の放射性セシウムのモニタリングについて」（平成23年9月7日付け23消安第2649号消費・安全局畜水産安全管理課長通知）のモニタリング対象となるので、該当する事例がある場合は、当課まで連絡願います。

(別 添)

写

23生畜第1438号
平成23年10月6日

東北農政局生産部長
関東農政局生産部長
北陸農政局生産部長 } 殿

生産局畜産部畜産振興課長
農産部穀物課長

平成23年産米穀の飼料利用について

このことについて、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故後に作付けされた飼料作物については、「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成23年8月19日付け23生畜第1212号生産局畜産振興課長通知）により、流通・利用の自粛及びその解除等について指導いただいているところです。

今般、平成23年産米穀であって家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀をいう。以下「飼料利用米」という。）の流通・利用については、原則として、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴職より貴局管内の各県に対し通知するとともに、農業者、流通業者等に対して、徹底するよう指導願います。

記

- 1 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質調査（以下「玄米調査」という。）の結果が明らかとなるまでの間は、当該市町村の米について、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷を自粛するよう飼料利用米の生産者（飼料利用米を自家生産する畜産農家を含む。）及び流通業者に対し、改めて指導する。
- 2 玄米調査の結果、米の出荷・販売が可能となった試料の採取を行った区域（旧市町村に1点の試料採取を行った場合は当該旧市町村の区域、以下同じ。）の米穀については、主食用米の出荷に加え、飼料用としても出荷の自粛が解除できることとする。

- 3 玄米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体飼料として利用する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。以下「単体利用」という。）は、玄米調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定許容値（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の1の（2）に規定される牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値をいう。以下同じ。）以下となった玄米調査を行った区域の飼料利用米のみが利用されるよう、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。

- 4 また、もみ米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体利用する場合は、関係都県において次の取組について、飼料利用米の生産者、流通業者及び畜産農家に指導する。
 - (1) 玄米に対するもみ米の濃度比
23年産の稲を用いて、玄米及びもみがらの放射性セシウム濃度を測定した結果、玄米中の放射性セシウム濃度に対するもみ米中の放射性セシウム濃度の比率（以下、「濃度比」という。）は、データのばらつき等を考慮して、「1.5」を用いることが適当である。

 - (2) 玄米調査の結果を用いたもみ米の放射性セシウム濃度の算出方法
もみ米の放射性セシウム濃度は、玄米調査の結果から得られた玄米の放射性セシウム濃度に濃度比を乗じることにより算出する。
なお、実際にもみ米の放射性セシウム濃度を玄米調査を行った区域において測定する場合には、上記の算出方法を用いる必要はない。

 - (3) 飼料利用の可否の判断
関係都県は、玄米調査の試料の採取を行った区域において、上記の算出方法により算出したもみ米の放射性セシウム濃度又は実際に測定したもみ米の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えない場合のみ、当該区域のもみ米を単体利用するよう指導する。

- 5 本通知に基づき指導対象となる米穀は、新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供される全ての米穀としていることを踏まえ、これらの米穀を生産、流通、消費する事業者等が網羅的に周知・指導の対象となるよう留意する。